

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「新しい食料・農業・農村政策の方向」と関連法律の整備

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja<br>出版者: 沖縄農業研究会<br>公開日: 2009-01-29<br>キーワード (Ja): 食料政策, 農業政策, 農村地域政策, 法律整備, 農林水産省, 農業経営基盤強化促進法<br>キーワード (En):<br>作成者: 蔵盛, 章, Kuramori, A.<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002015416">http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002015416</a>   |

# 「新しい食料・農業・農村政策の方向」と関連法律の整備

## 蔵 盛 章

(沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部)

農林水産省では、我が国農業・農村について、今後とも経済社会の基盤として一層の発展を図る観点から、食料・農業・農村をめぐる施策のあり方について、中長期的展望にたった総合的な検討を行い、平成4年6月「新しい食料・農業・農村政策の方向」(以下、「新政策」という。)として取りまとめ、公表した。

新政策においては、我が国経済社会における農業・農村の重要性とその果たしている役割を明確に位置付けるとともに、食料政策、農業政策、農村地域政策について、国民的視点を踏まえ、今後の政策展開の基本となる考え方を明らかにしている。また、この考え方に即し、21世紀という新しい時代に向けて、土地利用型農業の経営の展望を示すとともに、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成、適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備等に係る政策の展開方向を示している。

農林水産省においては、21世紀に向けて、我が国農業・農村の確固とした基盤を確立して行くことが緊要であるとの基本的考え方の下に今回の取りまとめを行ったものであり、この方向に沿って制度、施策を見直し、段階的かつ着実に新たな政策を実現していくこととしている。

本年度においても、すでに一部補助事業の見直しを行うとともに、経営感覚に優れた効果的・安定的な経営体を育成し、そのような経営体が生産の大宗を担うような農業構造を早急に確立する観点から、「農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律」(以下、「経営基盤強化関係法」という。)が第126回国会において可決成立し制度・施策の見直しが本格的にスタートしている。

ここに、「新政策」及び「経営基盤強化関係法」の

概要を紹介する。

### 「新政策」の概要

#### I 政策展開の考え方

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、自給率の低下、農業就業人口の減少、耕作放棄地の増大、兼業化、高齢化及び混住化等の面で大きく変化。

効率性追求一辺倒への反省の機運が高まる中で地球社会との共存を図りつつ、豊かさやゆとりを実感できる、持続的、安定的発展を目指す新たな経済社会の枠組みの模索。

このような状況の下で、まず、食料の持つ意味や農業・農村の役割を明確に位置づけ、国民的コンセンサスを得ることが必要。

#### 1. 食料政策

豊かな食生活が実現する中で、食料自給率は低下し、先進国の中で異例に低い水準。国内農業の生産性の一層の向上など品質・コスト面での改善を推進することにより、可能な限り国内農業生産を維持・拡大し、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことが基本。

我が国の食料政策は、消費者の視点を重視し、新鮮、良質かつ安全な食料の適正な価格での国民への安定的供給を図るため、可能な限り効率的な生産を行い、内外価格差の縮小にも努めつつ、国際的な食料需給の観点も踏まえ、まず、自らの国土資源を有効に利用することが基本。

#### 2. 農業政策

現在の農業経営は、より高い所得が得られる他産業への就業機会の増大、休日制、給料制など労働条件面

での遅れ、農村地域での生活環境整備の立遅れなどの問題を抱えており、農業経営を担う者の確保が深刻な状況。

個人の意欲を重視し、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するため、自主性、総意・工夫の発揮と自己責任の確立に向けて、生産・流通段階において規制と保護のあり方を見直し、市場原理・競争条件の一層の導入を図る政策体系に転換。

### 3. 農村地域政策

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造を作り上げ支えていくため、地域関係者の意向を踏まえて、土地利用区分を明確にしつつ、生産基盤と生活環境を一体として行う農村整備を推進。

### 4. 国民的視点に立った政策展開

新鮮、良質かつ安全な食料を適正な価格で供給し得るよう国内供給力を維持・強化。

①地域農業の再編 ②経営感覚に優れた経営体育成  
③経営形態の選択肢の拡大 ④新規就農の促進と支援措置 ⑤女性の役割の明確化 ⑥農地及び農業用水の効率的利用と土地改良事業推進手法の整備

#### (3) 米の生産調整と管理

米については、安定的な国内供給の確保が重要であるとの考え方に立つとともに、経営感覚に優れた意欲ある経営体が育成されるような仕組みについて検討。

#### (4) 価格政策

価格が需給調整機能を果たすようにしなければ効率的・安定的な経営体が生産の大宗を占めるような形で農地の利用集積も進まず、また将来的に現行の生産調整方式をできる限り経営者の裁量の余地が広がるような仕組みとしていくための条件整備に支障。

今後の価格政策は、農業構造の変革によるコスト削減に努めながら、需給事情を反映させた価格水準としていく必要。この際、価格低下と育成すべき経営体の規模拡大などによるコスト削減にタイム・ラグが生じないように努める必要。

## II 政策の展開方向

### 1. 農業政策

#### (1) 土地利用型農業の経営の展望

農業を職業として選択し得る魅力あるものとするため、農業構造の見通しを踏まえ、他産業並みの労働時間で、生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準とすることを目標。この目標の実現に当たっては、地域の特性に応じて、複合経営の展開や経営の多角化、さらには他産業からの所得確保も考慮した対応をしていくことが必要。

10年程度後の生産の大宗を担う経営を展望すれば、効率的規模は個別経営体で10ha～20ha程度、コスト水準（費用合計）は全農家平均の5～6割に低下。

#### (2) 経営体の育成と農地の効率的な利用

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造が、それぞれの地域の創意・工夫を生かして実現されるよう、農地制度・土地改良制度などの見直しを含め次の政策を推進

### 2. 農村地域政策

#### (1) 農村地域の展望

農村地域は、大規模土地利用型農業経営が展開し得る地域、立地条件に恵まれず、地域社会の維持が困難な地域、及び高付加価値型などの農業経営が展開する地域に分化。このような中で、農林業を始めとする産業活動の振興を図ることを基本とし、生活環境や景観を整備し、伝統・文化を育み、医療、福祉を充実。

#### (2) 適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備

生産基盤と生活環境の一体的整備などを契機として、土地利用区分を明確化し、土地の面的管理を適正に行う仕組みを整備。この場合、地域の水資源などを活用した景観形成・保全にも配慮。

#### (3) 中山間地域などに対する取組み

立地条件を生かした高付加価値型などの農業や有機農業、林業、農林産物加工業、観光などを振興。また、関係各省庁との連携・協力の下で、生活環境の整備、

伝統・文化の育成、医療、福祉の充実など定住条件を整備。

### 3. 環境保全に資する農業政策

「環境保全型農業」を確立・推進するため、施肥基準や病害虫防除要否の判断基準の見直し、産学・官が連携した環境保全型農業技術に関する研究開発、地力の維持・増進と未利用有機物資源のリサイクル利用を推進。

### 4. 食品産業・消費者政策

先端的技術の研究開発を促進する仕組みの整備、国産農産物の特徴を生かした新商品開発、農業者との事業提携や情報の交流とマーケティング活動に対する支援。食品の安全性についての検査体制の強化、農薬などの適正使用の徹底、有機農産物の表示の適正などを推進。

### 5. 研究開発及び主要な関連政策

#### (1) 研究開発

バイオテクノロジーを応用した超多収・高品質品種等の開発、作業ロボットの開発など画期的な技術開発を推進。

中山間地域などの地域固有の条件に対応した農業技術の開発・生産現場における実用化などのため、総合的・体系的試験研究を推進。

#### (2) 国際協力

途上国の栄養不足人口の増加、地球的規模での環境問題の解決に向け、食料・農業・農村についての協力に関する国際的取組みの強化、国際協力推進体制の整備。

#### (3) 団体・機関・組織など

農協系統組織については、団体自らによる組織再編への取組みを進めるとともに、組合員資格を含め農協のあり方について検討。

農業委員会系統組織については、法令業務を中心とした既存業務の見直しと、農地利用の集積促進などを

図るための組織、業務の見直し。

補助、融資、税制、統計情報の収集・提供などについては、効率的・安定的な経営体の育成と農村地域の活性化などに資するよう、そのあり方の見直し。

#### 経営基盤強化関係法の概要

経営基盤強化関係法については、先述したように経営感覚に優れた農業経営体を育成するとともに、そのような経営体が生産の大宗を担うことができる力強い農業構造を早期に確立するため、農用地利用増進法の改正をはじめ農地法、農業協同組合法、土地改良法全部で7法律の一括改正が行われた。

#### 1. 農用地利用増進法の一部改正

##### (1) 法律の題名と目的の変更

農用地利用増進法は、これまで構造政策の中心的な役割を担ってきたものであり、今回の改正においても農業経営基盤の強化措置を総合的に講じる基本法として位置付けられ、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めるとともに目的を「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことに改めた。

##### (2) 農業経営基盤強化促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めるものとした。

##### (3) 農地保有合理化法人制度の位置付けとその活動の拡充

① 農地保有合理化法人を農業経営の基盤強化措置の重要な担い手として本法に位置付けた。

② 従来の農用地の売買、貸借事業に加え、次の事業を追加した。

ア 農地信託等事業

離農希望者所有農用地の信託の引受けと委託者に対する農地価格の一定割合の無利子貸付けを行う事業

イ 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人に対する農用地の現物出資と構成員への持分分割譲渡を行う事業

ウ 研修等事業

農地保有合理化法人の有する農用地の中間保有機能を活用した新規就農者研修等の事業

(4) 農業経営改善計画の認定制度の創設

① 現行の農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する制度を創設した。

② 認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、これと並行して、税負担の軽減、公庫等による資金の貸付けの配慮等の支援措置を講ずることとした。

(5) 農業経営基盤強化促進事業の実施

農用地利用増進事業を以下のとおり拡充し、農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営の基盤強化を総合的に推進することとした。

① 利用権設定等促進事業の拡充

イ 農用地の集団化と相俟って農用地の利用集積を図るため、換地と一体的に必要な利用権の設定について土地改良区が農用地利用集積計画（農用地利用増進計画を改称）の策定主体である市町村に対し申し出た場合には、市町村はその申し出を勘案して農用地利用集積計画を定める仕組みを整備

ロ 従来農業生産法人に対し構成員が農地を現物出資する場合、一件毎に農地法第3条の許可を要していたが、今回農用地利用集積計画による一括権利移転の対象に、農業生産法人

に対する農用地の現物出資を目的とする所有権の移転を追加

② 農地保有合理化作業の実施を促進する事業の創設

③ 農用地利用改善事業の拡充

地域ぐるみで農用地利用規程を定め、農用地の利用改善を進めていく場合に、特に農用地の受け手がいない地域等において、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人を特定（特定農業法人）、し、当該法人に対する農用地の利用集積を円滑化する制度（農用地利用集積準備金に対する課税特例等）を創設

注）農業経営基盤強化促進法の体系…（第1図）

2. 農地法の一部改正

(1) 農業生産法人の事業要件の見直し

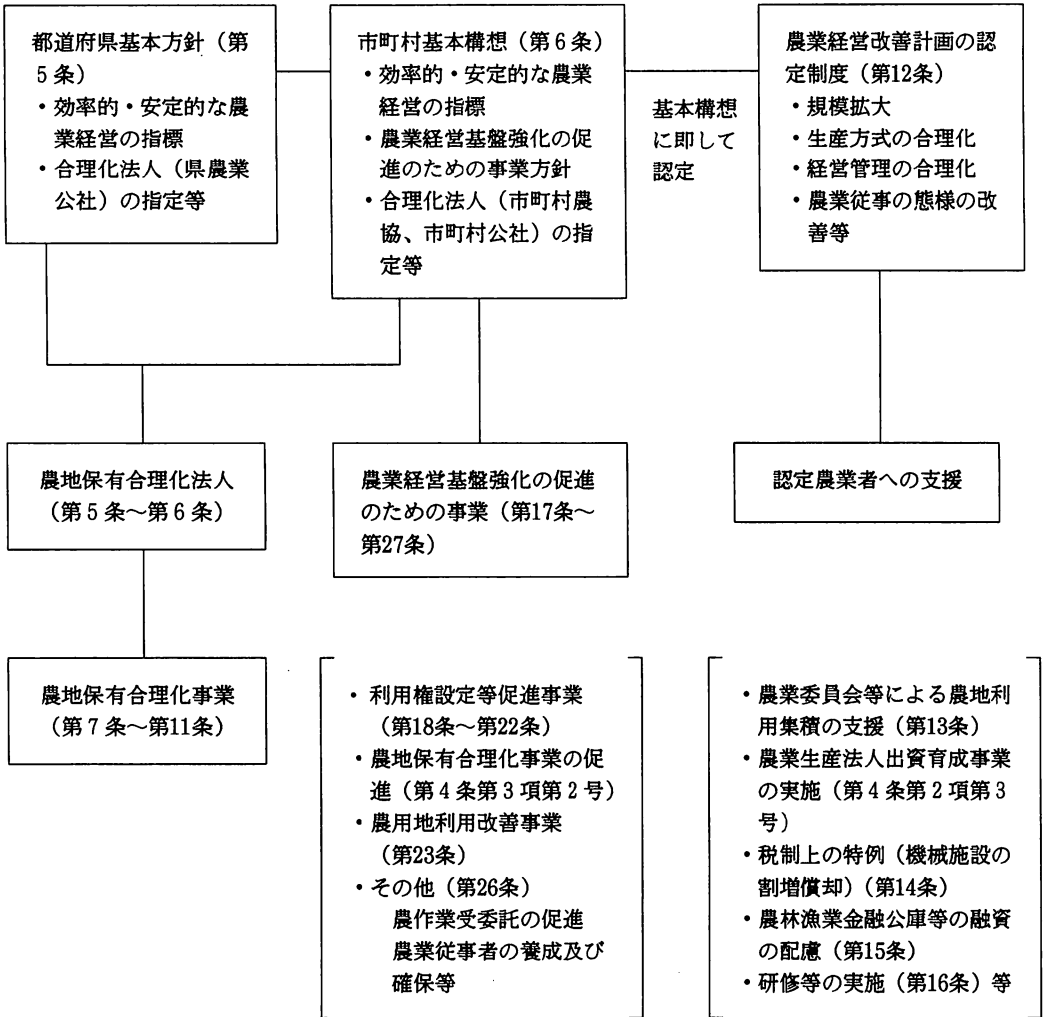
従来、農業生産法人の事業の範囲については、「農業及びこれに付帯する事業」に限られていたが、生産物の付加価値向上や積雪地帯での通年安定雇用の確保のため、事業範囲を「農業に関する一定の事業」まで拡大。具体的には、自己生産物のみならず他で生産されているものを含めた農畜産物の加工、貯蔵、運搬、販売、農作業の受託等を行えることとした。

(2) 農業生産法人の構成員要件の見直し

従来、農業生産法人の構成員については、農地や採草放牧地を提供している個人か法人の事業に常時従事している者のみが、構成員となっていたが法人経営の安定を促進するため、次の者まで構成員の範囲を拡大

① 農業生産法人出資育成事業で現物出資を行った農地保有合理化法人等

② 法人から物資の供給を受けたり、法人の行う事業の円滑化に寄与するなど法人と密接な関連をもつ者（但し、その議決権は総数の1/4以下であり、かつ、有限会社の場合は一人当たり議決権が総数の1/10以下であるものに限る。）



第1図 農業経営基盤強化促進法の体系

3. 農業協同組合法の一部改正

- (1) 農業生産法人の要件の改正と併せて農事組合法人の事業及び組員要件を改正した。
- (2) 農地保有合理化法人たる農協の研修等事業の実施又はそれに準ずる場合に必要の農業経営に関する規定の整備を行った。

4. 土地改良法の一部改正

経営規模の拡大に伴い、従来、数人共同でなければ

土地改良事業を実施できなかったことを改め、農業生産法人等が一人でも事業主体として土地改良事業を実施し、換地の手法を活用して、権利の確定、登記の手続きを簡素化できるようにした。

5. 農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

当分の間、農地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する

農地の利用の集積に寄与するものに必要な資金を、公庫が土地改良区等へ無利子で貸し付けられることとした。

#### 6. 農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正

農地保有合理化措置に係る資金の貸し付けを経理するための歳入歳出規定の整備等を行った。

#### 参考資料

1. 「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月 農林水産省）
2. 「 ” ”」（説明参考）（平成4年6月農林水産省）
3. 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案 関係資料（平成5年2月 農林水産省）
4. 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第70号）
5. 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律について（平成5年8月農林水産省）

1. 「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4